

## 第2回 小城市行政改革推進委員会が開催されました

2月16日(水)に平成22年度 第2回小城市行政改革推進委員会が議会棟会議室で開催されました。今回の委員会では、『第2次小城市行政改革大綱』に基づき策定した『第2次小城市改革プラン』の79項目について、前回指摘のあった項目の具体的な取り組み、優先順位や目標実施年度及び推定効果等について事務局より説明後、質疑応答が行われました。

《議事》 . . . . . 事務局より説明  
(1) 第2次改革プランについて

### ＜質 疑＞

**会 長:**今、第2次小城市改革プランの概略の説明を受けましたが、10ページまでをご覧いただいて、「ここはわかりにくい」、「ここはどうなっているのか」や「ここはどうすればいいのか」などがございましたら、遠慮なく意見や質問等を出していただければと思います。宜しくお願いします。

**A委員:**2ページの15番給食費収納事務の改善のところ、「給食費の収納率改善のために給食センター方式となっている施設の収納方式について検討を行い」と書いてありますが、この内容を教えていただけないでしょうか。

**教育部長:**教育委員会の方からご説明をいたします。まず、市内の小学校、中学校については、5つの給食の施設から届けております。この調理をした各給食センターとか学校の調理室の方において提供に応じた施設の維持費とか人件費は市の方でみます。賄い材料については保護者負担ということで徴収をしておりますが、この徴収について、滞納が発生しております。全体の平均はおおまか98%くらいです。これが5つの施設の中で95%から100%と少しひらきがございます。

もうひとつは、この収納事務についても電算処理できているところと各小学校で個別にパソコンでおこなっているところがございます。そのため、今回、収納率をあげて、より適切な給食を提供するためにまず、滞納を減らすための徴収方法、あるいは、システムの改善を図りたいと思っております。その方法は、現在、給食センターがある小城市だけが市の電算に入っております。三日月、牛津、砥川、芦刈は各学校で収納事務をおこなっておりますので、この分を市の電算システムに組み込んで市教育委員会で全体の収納の管理、督促などについても事務合理化を図りたいと思っております。もうひとつは、給食費の徴収をする時に学校が絡んで徴収をやっているところ、育友会がお手伝いをしているところ、若しくは各施設だけでやっているところなど徴収方法にも少しバラツキがあります。学校が絡んだところで、ほぼ100%の収納実績のところもありますので、このシステムの改修と併せて徴収体制についても全面的な見直し、統一を図っていきたいと考えております。

今回、行革のプランに掲げておりますこれらを行うことで、督促徴収に要する事務合理化やそれぞれの事務が相当合理化になり収納も向上するだろうと期待をいたしております。

**E委員:**会議の進め方ですが、あと1時間程しかありませんので、全部議論するのは無理かなと思いますので、黄色く塗っている優先度高については、どれも実施年度が決まっているものばかりで重要であるということだと思いますので、ここを中心に説明いただいて、何故これが優先度高なのかの区分と中身を説明していただいて論議した方がいいのかなと思いましたがいかがでしょう。

**会 長:**今の提案は、優先度が高い黄色マークの部分の部分を具体的に説明いただいて、それに対してのご

意見ご質問を出していただいたらどうかということです。

《優先度高について》 . . . . . 事務局より説明

**会 長:**大きな部分で 1 の「簡素で効率的な行政経営」から6の「本庁方式の移行に伴う公共施設の見直し」まであります。6については、優先度高がありませんから、1から5までの区分でご質問とご意見をいただければと思います。1の「簡素で効率的な行政経営」の 1 ページ目の5番「本庁方式への移行」、6番「本庁舎整備における庁舎機能の充実による市民サービスの向上」で何かご質問、ご意見があれば出していただいて、その後、2の「市民にわかりやすい行政の透明化」の 2 項目という順序で5回に分けて進めていきたいと思いますが、まず、1ページの5番と6番のところでは何かございますか。

**C委員:**5番6番の本庁方式への移行関連で、この本庁方式への移行は非常に大きな変革だと思っております。この右側に歳出の減とか時間を書いてありますが、この意味がわかりにくい。80万ですよ。大きな変革で様々な費用がかかるなどがあったり、削減については、これだけ削減ができますなど様々な数字の捉え方があると思いますけど、その割には、非常に小さな数字が書いてあります。重箱の隅みみたいな話ですけど、80万の意味ですとか、2,664時間の意味ですね。実施内容として良いことが、市民に対しての利便性が高いから行う、それと、もちろん効率性を求めて経費が削減できるということもあると思いますけど、そういったからみでここを見ていたのですが朱書きの80万、2,664時間ないしは全体の効果辺りを説明いただいたらと思います。

**行革係長:**5番にあげてます額の80万と2,664時間の内訳を申し上げますと、ここは、初期投資費用ということで庁舎を作る費用に数10億円かかります。これを30年スパンで見るとか50年スパンで見るとかという難しい話になりますので、初期投資費用はここでは全く考えておりません。80万円の内訳ですけども、現行職員が、例えば、議会があるときに庁舎間の移動をします。各庁舎を移動している回数を過去の実績から出して、その燃料費を算出しています。それが年間に40万円ということで25年度と26年度の2年分で80万と算定しています。同様に時間数につきましても職員が移動する時間を過去の実績から職員が移動したときの実績を基に算定した分が、年間に1,332時間となります。これを2年分で2,664時間の事務の時間に充てることのできるのではないかと表示しています。その他の項目はなかなか推定効果を出しようがないというのがありまして、あきらかに効果があるだろうというこの2点につきまして整理をしている状況です。

**C委員:**右側に推定効果と書いてある歳出の減、時間の短縮というのは今の部分を言っているということですね。確かに利便性が上がるというか、もちろん目的は別のところにあるというのは私も理解していますが、意味はわかりました。今、優先度の高いとこだけといわれましたが、私の意見だけ申しておきますと3番の「市民ニーズの把握」ですね、他の項目は具体的にこうゆうことをやりますといえますが、アンケート調査については、アンケートを取るだけでなく、それをいかに結果に結びつけるか、反映させていくかが重要です。アンケートをとられて満足されているところがよくありますが、アンケートをやることだけに満足されず、どういう仕組みで反映させていくかを十分に考えておこなっていただけたらなと思いました。そこを宜しく願います。

**会 長:**それでは、この項目のところでは他に何かございますか。次の2「市民にわかりやすい行政の透

明化]でございますが、ここに27番「総合計画の後期基本計画での指標の設定」と29番「議会改革検討」の2項目がございます。これについてご質問、ご意見ございませんか。

ここで私から質問ですけど、29番の「議会改革の検討」について、22年度に着手して、優先度が高い割には実施が25年度とこんなに準備や議論に期間を要するのかと思ったのですが、いかがですか。

**議会事務局長:**これにつきましては、議会も執行機関ということで、行政側で一方的に計画を作っているということもあまして、議会の協議もしておりませんが、議会内部では、やはり県内の自治体の中でも嬉野市、佐賀市、鹿島市が議会基本条例を制定し、鳥栖市も年内に制定するというような情報も入ってまして、昨年、佐賀市の行政説明会に約半分ほどの議員が出席して意識は段々盛り上がっております。最近においても、昨年の改選後、議会基本条例の制定も含めて議会改革について協議も何回かやっていますが、議員22人の中には、温度差がかなりあります。その中でどのような形で協議をするのか。例えば、22人一同で協議をして行くものか、代表者を選出して協議するものかで、正副議長と正副委員長で協議をしようということまでは決まっています。他市の状況もですけど、先程申しましたようにかなり温度差があるということから、1年くらいでは難しいかなということもあります。ただ、議論の中では、1年もかかっては遅すぎるという議員の意見もありますことから、どうなるかはわかりませんが、余裕を見て25年度としています。次の改選期までに進めて行くのがいいのかなということもあります。ただ、先程申しましたように県内の10市の中で4市が議会基本条例の制定をしているという状況でもう目の前に迫っておりますので、事務局としても後押しをしています。ですから、改革できるものは改革をして、例えば、市民に開かれた議会運営の中では議会基本条例の中に住民説明会などもありますけど、その他に可否の決定、採決結果の公表というのがありますし、その中には様々な学者の方の意見として、議長の採決の中では賛成の方は起立となりますので、立たない人は全部否決かという形、反対ばかりでないところもあるのも事実というような専門家の意見もあります。ただ、そういった見方については、後ろ向きのような形もするというような意見もちろん一方ではあります。25年度実施では遅すぎるというような会長さんのご意見もありますが、内情的にはかなり温度差があるということから、次の改選期までにはという形でここに表しております。

**会 長:**そうすると次の改選というのは何年の何月にあるのですか。

**議会事務局長:**平成26年の2月末までが任期です。

**会 長:**平成25年2月ではないですか。

**総務課長:**今、改選されて1年目ですので後3年任期がございます。

**会 長:**25年の春に選挙があるわけでしょう。

**議会事務局長:**26年です。度としては25年度です。22年の2月に選挙があり3月1日からの任期ですので26年の3月1日から次の体制が新しくスタートします。

**会 長:**いずれにしても現在の議員さんでこのプラン項目を煮つめて実施に移す段階まで持っていくことが必要なわけです。だから、私の考え方としては、出来るだけ早急にこのような項目は、ある程度、ピッチをあげて一気にやった方がいいのではないかと思います。温度差があるかもわかりませんが、そのように思っております。

**議会事務局長:**もうひとついいですか。今のことで、最近、大学とか新聞社から議会へのアンケート調査が5回程続けてきました。朝日新聞はかなり詳しい設問がありました。それで今月の12日と13

日に一面と中で「議会はいらない」ということを書いてある部分があります。そのようなもののコピーを取り、議員が集まるようなところに置き、こう言った見方もありますよと、内部的にはプッシュをしておりますが、そういった意識付けで少し変えていこうかという考えもあります。

**会 長:**他に何かございますか。2の市民にわかりやすい行政の透明化について。

**D委員:**今、会長さんが提案された議会運営の開かれた議会運営を目指すという目的の中で議員の活動の一環として、また、情報収集の一貫として各地域に赴き様々な説明や苦情など、議会の運営についての説明等があってほしいと思います。議会のあり方というのは市民にわかるような開けた議会運営という目的の中で、議員さん方が部落単位で集会を開きこういうことを考えているなど様々な話を聞く機会を作っていただきたい。市報等広報誌ではわかりにくい部分もありますから、その辺の実施と会長さんが言われた提案を見つめていただきたいと私は思います。次回の議員というより、今現在の議員でそういう活動ができないものかと提案をしたいと思います。

**議会事務局長:**今のご指摘の部分については、議会基本条例を制定すれば、その中に議会活動ということで住民説明会の実施ということもあります。今県内で3市が実施しています。本市では、個人的には議員活動の中で地区内、議会活動の情報について個別でやっている議員もおります。小城市議会全体的には、定例会後の議会だよりでお知らせしているということになります。今、委員さんの要望での各地区ごとの説明ということになりますと、議会基本条例を制定してその中に規定するという形で佐賀市、鹿島市や嬉野市などが行っているようなことだと思いますけど、そこまでは至っていないというのが現実です。市民に開かれた議会運営を目指すということからすれば、議会基本条例、自治基本条例を並行して行っていくのが、行政運営を公開するというだけでは住民向けには一番良いのかなという気がします。

**E委員:**現在、考えられる議会基本条例の中で今までのやり方の議会とこれからあるべき姿の議会運営とは何が一番違うのかを教えてください。

**議会事務局長:**議会の進め方としては、殆ど同じですけど、住民向けの説明会という形で議員が議員のみで住民向けに議決要請内容を説明する。議会基本条例はそこがメインであります。ただ、行政執行部の提案の中での計画について市の総合計画その持って行き方スキル、それから財政的な物、将来負担、費用対効果、例えば、佐賀市が制定しております議会基本条例で勉強会を昨年実施しておりますが、議会基本条例の中には住民向け説明会の部分がほとんど入ってきております。ですから、今、国が実施しメディアが取り上げております事業仕分けといった部分と、住民向け説明会、それと委員の研修、資質の向上その辺がメインかと思えます。

**B委員:**単なる質問ですけど、市町村名は忘れちゃったけど、議会がテレビ等ケーブルネットワークかホームページの録画の部分かを見て、家庭の中で議会に対する話し合い、そういったものを普通にやっていると、要するに議会というのは生活して行く上で必要な部分が目の前で話しあわれるという身近な部分がありますので、そういったところで、小城市としてそういった取り組みというのが今検討されているのかどうかをお聞きします。

**議会事務局長:**今の部分につきましては、県内の自治体の中でも有線テレビで放送をしているところが多いと思います。殆どのところがやっていると思います。ただ、小城市の場合につきましては、現在、議場が公民館のホールを使っています。新庁舎建設については、そういったことも対応可能な形で整備を進めてもらっています。ですから、本庁舎ができた中でそこらあたりも含めて検討して行くことになろうかと思えます。

**会 長:** それでは、次の5ページ「市民協働の推進」のところの32番「市政運営に市民の声の反映」と34番「資源物(びん・ガラス・金属)の収集方法の変更」が優先度が高いということで進められていますが、ご質問等ありませんか。

**B委員:** この部分を見て、間に挟まれている33番の「女性人材バンク登録者の増加」もそうですけど、公募した場合になり手がない、応募者がいないというのが顕著かなと思います。上の32番の「市政運営に市民の声の反映」もそうですけど、市報等で公募しますという文面を良く見ますけど、殆ど実際には応募者がなかったという報告も聞いています。何か手立てがいるのではないかなと思います。例えば、女性委員にしてもモニター制度みたいなものを作るなど。もっと身近な話題の34番「資源物(びん・ガラス・金属)の収集方法の変更」の生活に密着したゴミの話題などにモニター制度を設けてそう言った中から、「委員になろうよ」というように持って行くとか、何か方法がないのかなといつもこのあたりを見て思います。「目標」は募集する、意見を取り入れるといったものでいいと思いますが、現実的にじゃどうしようとなった時にプランのプランというようなものが、あるのかなといつも思いながら、見ておりますが、どうなのでしょう。

**財政課長:** 女性の登用率については、第一次の改革プランの中で目標30%に対して、目標を達していない状況となっているため、もっと応募していただきたいというのが本音です。実際にその手立てとしての提案として、モニター制度ということですけど、現在、環境課で生ごみ処理器「くたくん」などを実施していますので、そのあたりから、アプローチするかですね。いろいろ参考にさせていただきたいと思います。

**B委員:** 何をどう手立てを持って行けば、人がやってみようかという気になるのかなというところですか。

**市 長:** この32番「市政運営に市民の声の反映」は公募する審議会の分野・分野で変わってきます。例えば今言われたように環境や食育という分野になると女性の方が増えてきますが、総合計画の後期基本計画の場合であれば、女性はゼロですね。逆に文化活動で各地区の文化祭であれば、男性はほとんどいない状況です。公募した場合、分野・分野で男女比が分かれてしまいます。そういうことで、分野・分野があるから、分野・分野での審議会も含めた様々な参画をどんどん広めていくことが大事だと思います。

**B委員:** 市報などの広報誌に審議会委員になりませんかみたいなこと書いてあっても、そんな手あげて気苦労するようなことはしませんよというような気になりますよ。

**財政課長:** そうなると公募でなくて一本釣りみたいな形になり、お願いしますよというような形にしないといけないがなかなか手をあげてもらえないというか……

**B委員:** それが今までのやり方ですね。

**市 長:** 審議会という名前がいけないならサークルとかね。

**B委員:** 例えば、ゴミに関するこういったものをどうしようかねとか食育でどうしようかねというような、女性の中にもきっと何か活躍していただける方はいると思うんです。こちら辺をどうにかして持って行く手立てがいるのかなといつも思っています。

**財政課長:** 横の連携が中々取りにくいということですね。

**会 長:** それでは、6ページの「持続可能な財政運営の推進」の中で45番「本庁舎整備における庁舎機能の充実による施設の管理コストの削減」、46番「税と税以外の市の債権の徴収体制、滞納整理の一元化」については、特にこの2つは優先度が高いということで力を入れて行こうという感じがしますが、ここで何かございますか。

**A委員:**46番で税金の滞納者の滞納者整理の項目をあげられておりますけど、給食費についても聞くところによると給食費の滞納者が多いと聞いております。そうしたところで、これも優先度高にあげるということは考えられてはいませんか。

**会 長:**税金のことを書かれていますけど、給食費もということでしょう。

**市民部長:**この46番は税と税以外ということで、今現在、行っていることが税務課とこども課、学校教育課は給食ですけど、税務の情報というのは、ある家庭が滞納すれば、3ヶ月間の金の流れを調査して全てを掴み取るようにします。給食費だけが法的な措置ができませんので、家庭の調査をするとか差押えするとかができないため、46番に書いているのは、滞納整理の方法です。例えば、税で差押えした場合や税で執行停止をかけた場合などに教育委員会まで連絡を取って一連の流れで、税務課だけが処分をしてしまって、保育料とか給食費などはまだ残っているというようなことがないように横の連絡を取りながら行っていく。少し個人情報がかかってきますけど、税務課が把握している情報を滞納整理に関係する課、係の全てに連絡を取りながら整理をしていくということで、ここにあげております。その中で給食費だけは、法的措置がないため、なかなか上手いきませんので、それも、税務課の情報に基づいて「ここは、どんなに頑張っても取れませんよ」、「ここはここにいくら収入源がありますよ」や差押えする場合は、給食費までお願いするといった方法で行きましょうよということで46番にあげているわけです。

**A委員:**私たち素人では、そういうふうに考えてしまいますけど中に入れば、いろんなからくりがあって難しいところがあるんですね。

**財政課長:**徴収の方法も税金と違って、給食費というのが育友会で集めたり、賄い費材料代などセンター等で集めたり少し違います。

**教育部長:**給食費は、先程、市民部長がいわれましたように市の歳入歳出予算に入らない独自の会計システムで成り立っております。ですので、これは重要と市民の立場から見て優先度が高いということであれば優先度をあげてもらって我々ももっと努力をしなければいけないということで、優先度を高くということについては、問題はないと思います。

**市民部長:**給食センターだけが合併する前から小城町の給食センターの滞納が他の学校に比べて多いということ。原因は、一般会計でないから、学校の給食室がやっているから議会に出ない。特別会計みたいにやっているから、給食費全体を予算でやればいいんですけど、予算で賄えば、どんどん滞納が増えて税金で食べさせなければいけないということにもなり兼ねない。だから、一般会計から投入しなくていいようにあくまでひとつの給食室、給食センターで給食費を徴収した分だけで食べさせていく。そのため、3,300円とか4,300円の給食費の献立で苦勞されていると思います。

**A委員:**わかりました。

**D委員:**会計システムの流れ、監査のあり方というのは誰か監査をして滞納の金額がわかった時には、最終的には議会や市長さんにわかるはずで、今議会に出さないからとか、最終的には未納金額が市長さんまでわかることではないのですか

**市民部長:**議会に出さないのではなくて議会にかかるような一般会計とか特別会計ではないため、議会に決算書などが出ないのです。各給食は、例えば、小城の給食センターとか三日月の学校の給食室とか各々の会計を行っていますから、監査というのはいます。きちんと年一回監査をされております。個々の砥川小学校、三日月小学校等の給食室があるところでの独自の会計をやっておりますので、一般会計の投入というのは今、教育部長がいわれたように施設の改修費とか備品を買っ

たり、人件費は一般会計で賄っておりますけど、それ以外の賄い材料として、お米を買ったり野菜を買ったりするのは、子供たちの親から集めた給食費で運営していますので、表に出ないということです。

**D委員:**最終的な監査の報告書の義務、監査報告はどこまで、市町村であれば、市長さんに今の実態はこうですよという報告の義務はないのですか。

**市長:**報告はあります。

**D委員:**内容は。内容がわからないと報告を見ただけでは何もならないので、報告書を見た中で経営が成り立つかまた、負の資産がどれだけあるかというのは、一般企業とすれば、全体まで監査法人が入ってそこまで徹底して行きます。ここに書いてある健全な経営を運営する中で誰かがその負担をしている。誰かが監査をして、監査というのは指摘をしなければならない。指摘項目の中に未収がこれだけですよとはっきり分かった中でそれを見た人、聞いた人、感じた人が指摘出来ない人と監査はダメだと私は思います。今、別法人だから、別法人という中で公益の事業所であれば、そのリーダーに必ず報告をすると私は思いますけどいかがでしょうか。

**教育部長:**基本的には、各給食センター、給食室別にそういった会計を行っていますが、最終的には教育委員会の学校教育課の方で全体把握をいたしております。督促についても学校教育課で総括して行っております。ですので、毎月の未収金、調定額は私も教育長も必ず見ております。また、学校教育課の職員、給食係は少ないんですけど徴収・督促も相当力を入れております。ただ、先程言いましたように100%のところとそうでないところがあります。そのため、100%のところのシステムを見習ってそういった体系に変えましょうとか、それをするためにシステムを少し修繕させてくださいとか、早急にやるということで今回この第2次改革プラン、23年度の予算にもシステムの改修にも踏み切って今回議会にもお願いするように致しております。先程でた様々なことについては、あってはならないことですので早急に改善をするように努めたいと思っております。ですので、優先順位をあげてもらっても結構です。

**D委員:**佐賀新聞にそういう不良債権の回収の中でいろんな差押え物件を競売しますよというパフォーマンスだと私は思っていますけど、武雄地区でいろいろ出ていますね。小城市の方の努力は認めますけど、そういう物件の競売というのはされたのでしょうか。また、税の滞納した場合は、こうなりますよというのを見せつけるのもひとつの周知ではあると思いますけど、そういった実績というのは、どうでしょうか。

**市民部長:**税務課で一昨年から物品を差押えして持ってきて、市のホールのところに差押え物件と書いて展示してこれは、いつからいつまでインターネットで公売しますと広告の様に、武雄市の様な市の中だけではなくて、ヤフーと提携してインターネット公売を実施し、バイクを2万円くらいでいいですよと滞納者の方が言われたのが、実際は6万2千円で売れました。ところが、別件で壊れた機械を現品は壊れていますよと言ってインターネットの公売に出したのですが、青森県の方が間違っただけで1万円もしないものを4万円も高く買ってしまわれました。インターネット公売では、1回落札すれば、返品がきかないのです。そういった迷惑もかけるのと焼き物や絵画などの美術品を持ってきていますけど、値を付ける人がいない。そのあたりを考慮すれば、インターネット公売をするよりも生命保険や給与などの現金を差押えした方が手っ取り早いので、昨年からは生命保険と現金の方に切り替えてモノを取ってくるのは止めています。

**市長:**元は、今部長が言ったようにモノを持って来てインターネット公売をやっていたのですが、それで

いろいろ差し障りがあったため、現金というか果実を取ってくるようになりました。

**市民部長:** 一番いいのは生命保険です。

**D委員:** 我々も何十年と債権取立業をやってきたのですが、いざという時にはもう生命保険はないわけですね。現金もない。我々の原則で言えばもろに赤字になります。

**市民部長:** それで、今調査をしていますけど、金の流れを見れば、生命保険には年間収入ゼロの方でもしっかりかけてあります。だから、生命保険会社だけには毎月必ず払っておられるのでそこからの情報で見つけ出すことができます。

**会 長:** それでは、7ページの55番「行政評価システムの定着」で何かございますか。無いということで、次に9ページの「民間活力の導入」の72番で「保育園・幼稚園のあり方についての検討」、今これは、全国的な問題によく出ておりますが、これについて何かございますか。

**市 長:** この保育園・幼稚園のあり方についての検討は、小城市としては、今の保育園・幼稚園の民営化について現在進行形で取り組んで来ているわけです。これについては、全ての保育園幼稚園を廃止しても良いのかという部分の検討を早急に、市の方針を決めていかないといけません。例えば、せめて1園くらいは公立として残して行きましょう。他の全てについては、民営化しましょうということを検討する。全て民営化するか、少し残すのかということです。

**教育部長:** 基本的には先程、市長が言われましたことですが、国が新しく現在の体制になってから、こども子育て支援システムというのを考えて現在の幼稚園・保育園を一元化する。認定こども園という方向に持って行くという大きな方針を出しています。極端な例で言いますと、10年後には、幼稚園、保育園を無くすというような当初案も出てきました。これが今回の国会でもし通れば、25年度から段階的に始まるということです。市の方は、行革の中で幼稚園、保育園がありますが保育園5園については、平成30年度までに民営化するという方針はありました。ただ、今回、国の方が、幼稚園・保育園両方とも一元化というのが出ましたので、市の方の現在の保育園の民営化に併せて幼稚園もどうするかという議論が出てきました。もうひとつは、幼稚園も保育園も正規職員もいますので、民営化する場合にそういった職員をどうするのか。二点目は、今後も教育委員会がそういった幼児教育をリードする中でノウハウはどこで得るのかといったこと。先程、市長が言った最終的な課題も残ってきます。こういったものを、出来れば、国の動向を見ながら来年度くらいから幼児教育審議会を立ち上げて議論の開始をさせていただきたいというところを考えているところです。

**会 長:** この問題についてよろしいですか。

**E委員:** 最終的に文部科学省と厚生労働省のどちらになるようですか。

**教育部長:** こども家庭省というのができるというのは聞いていますが、それが現在の文部科学省なのか厚生労働省なのかというのは、まだ、わかっていないという状況であります。

**会 長:** それでは、最後の5「人材育成の推進と職員の意識改革」の74番「職員の職務能力開発・資質向上」と75番「人事評価制度の確立」これは、前回、大綱策定の際に意見や要望など様々出たところでありますけど、74番、75番についてご意見・ご質問いただけますか。

この75番の「人事評価制度の確立」は、24年度から実施するわけですが、給与とか夏冬のボーナスに影響するような内容になるのですか。

**総務課長:** 75番の「人事評価制度の確立」の最終目的は、給与、ボーナスへの反映なのかということでございます。この人事評価については、試行を含めて19年度から管理職、現在、係長以上をやっております。本年度、先日、一般事務職の主査、主事級に研修会を行い22年度から取り入れて実

施することで進めております。現状では、人材育成を通して業務の振返りなり、上司と部下とのコミュニケーションを図っていくものを行っていますけど、最終的には、そういう方向で進めていくことと思います。今、職員に研修をしておりますので、全庁的に統一した取組として24年度から実施をして行って給与やボーナスへの反映については、もう少し時間がかかるのかなという気はしておりますけども、将来的にはそういう形で考えております。

**会 長:**これが、非常に難しいのは、給与・ボーナスへの反映を導入する時に減らせないと人件費が上がるわけです。ここが移行する時に一番難しい問題です。だから早く言えば、批判や非難は覚悟の上で、減らす者が出てこないと上げられないわけです。そこをどうするかは十分に市の幹部で議論しておかないとこの部分でいきあたるのが民間企業でもあることです。仕事が少し遅いくらいでなんの落ち度もない人でも減らさないことには給与・ボーナスは上げられないからですね。

他に何かございますか。

**D委員:**今、人事評価の中の一環として、福岡は特に飲酒運転の事故とか様々ある中でこの間、佐賀新聞に佐賀県内で飲酒運転事故を起こして裁判で判決が出たと掲載されていました。その判決の内容は、職員組合の規定より厳しいと書いてありました。これは、いかがなものかなと。今、行政の方が率先してその推進をやるという中で、我々企業としては、飲酒をして運転をしたというのみで退職お願いしますとなりますけど、この職員組合は、小城市としては、どういう対応をなされているのかというのをお聞きしたい。

**総務課長:**職員の飲酒運転等による処分ということだと思います。基本的には、小城市には懲罰委員会というのがありまして、その中で様々な事情等を議論しながら処分を決めていくことになるわけですが、小城市においても、そういった様々な職員の怠慢、飲酒運転、交通事故及び法に触れるようなことをした場合の処分の規定というものはございます。それに基づいて懲罰委員会の中で懲戒免職にするのか、停職にするのかを議論をしていただいて、決定をして行くというような形になっております。

**会 長:**今後のことについて、市の方から説明をいただき次回は委員のスケジュール等も考慮していただき、できるだけ出席していただくようお願いします。

**財政課長:**今回、申し訳ございません。欠席者が多くこちらの方が先に日程を決めてお知らせしましたので都合が悪いということもございました。次回は、時間的余裕を持って日程の調整をさせていただき開催したいと思っております。それと今日、改革プランの検討をしていただきまして、この内容でホームページにも掲載したいと思っております。その際には、審議の途中ということでプランの追加項目分については、途中に入っていますので番号を振り直したいと考えております。また、次回の開催については、22年度の決算等の確認後の9月ぐらいに開催をして、この第2次改革プランの進捗状況についてご確認いただくということで考えております。

**会 長:**まだ、期間がありますので、十分な準備の上に次回開催していただきたいと思っております。出来るだけ全員出席をお願いしたいと思います。今日は有難うございました。